

令和5年度第1回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

1. 期 日 令和5年6月24日（土）午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 委員出欠状況

☆甲（9名中 9名出席）

- | | | | |
|-----------------|---------|----------------|---------|
| 1. 組 合 事務局長 | 伊 藤 章 | 6. 次期施設推進室 室長 | 国 友 栄 一 |
| 2. 組 合 庶務課長 | 山 崎 昌 志 | 7. 印西市クリーン推進課長 | 藤 卷 孝 |
| 3. 印西CC 工場長 | 塩 崎 一 郎 | 8. 白井市環境課 主査 | 村 田 篤 史 |
| 4. 印西CC 業務班 副主幹 | 岩 井 一 宏 | 9. 栄町経済環境課 副主幹 | 長谷川 睦 |
| 5. 印西CC 施設班 主査 | 赤 城 英 之 | | |

☆乙（25名中 20名出席）

- | | | | |
|----------------|---------|----------------------|---------|
| 1. 小倉町内会 | ○欠席 | 15. 小倉台アビック21自治会 | 丸 山 浩 道 |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会 | 木 曾 修 | 16. ファーストスクエア小倉台自治会 | 篠 田 真一郎 |
| 3. 木刈三丁目町内会 | 中 村 吉 男 | 17. セカンドスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4. 木刈四丁目自治会 | 佐々木 陽 子 | 18. サードスクエア小倉台団地自治会 | 本 間 裕 章 |
| 5. 木刈五丁目自治会 | 塩 津 真 美 | 19. 原山西町内会 | 不在 |
| 6. 内野町内会 | 不在 | 20. 木刈一丁目町内会 | 根 本 邦 行 |
| 7. 内野西団地自治会 | 宮 原 弘 喜 | 21. ネックス自治会 | 大 木 清一郎 |
| 8. 内野東団地自治会 | ○欠席 | 22. 高花二丁目北自治会 | 中 河 正 己 |
| 9. 内野中央団地自治会 | ○欠席 | 23. 桜苑式番街自治会 | 中 田 文 夫 |
| 10. 内野南第二団地町内会 | 秋 元 武 史 | 24. コーポシティ桜台自治会 | 長 島 悟 |
| 11. 原山中央自治会 | 菅 原 清 也 | 25. ガーデンスハウス木刈自治会 | 田 中 泰 明 |
| 12. 原山町内会 | ○欠席 | 26. 大塚三丁目町内会 | 佐 藤 浩 孝 |
| 13. 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27. コネクト原山町内会 | 勝 田 修 |
| 14. 高花四丁目町内会 | 岩 井 邦 夫 | 28. 原山花の丘自治会 | 大 井 浩 二 |

☆傍聴者 なし

☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 事務局長のあいさつ
3. 組合職員、関係市町職員の紹介
4. 議長選出（甲側委員）
5. 議事録署名人の選出
6. 議 事
 - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
 - (2) 白煙防止措置の運用停止の継続について
 - (3) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
 - (4) 自治会からの質問事項の回答について
7. その他
8. 閉 会

配付資料

- ・ 令和5年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・ 報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・ 搬入車両数と搬出車両数について（R4・R5）・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）

- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・・・（資料2）
- ・白煙防止装置の運用停止の継続について・・・・・・・・・・・・・・（資料3）
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・（資料4）
- ・自治会側から事前に提出された質問(写)について・・・・・・・・・・・・・・（資料5）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・・・・・（資料6）

6. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

事務局からの報告事項

・温水センターから発生しましたレジオネラ属菌につきましては、6月2日に実施した水質検査において女子風呂内の水風呂から採取したものにレジオネラ属菌が検出しました。その数量につきましては、100 ミリリットル当たり 150CFUと基準値の 15 倍に当たる量であります。この結果を組合は6月15日18時頃、指定管理者より報告を受けまして、その時間以降、男女とも水風呂の使用を中止いたしました。また、翌16日から温水センター全館を閉館とさせていただいております。このような菌が発生してしまったことにつきまして、地域の皆様、またご利用の皆様にご迷惑を申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

水風呂を含めお風呂につきましては、毎日水の入替えを行うとともに、閉館後清掃を実施しており、週1回高濃度の塩素により配管清掃を行っております。また、このたびの結果を受けまして、再度高濃度塩素で配管の清掃を行うとともに、水風呂につきましては浴槽を塩素にて清掃を実施しております。また、専門業者に依頼しまして、過酸化水素水を使用し、配管清掃も実施しております。現在は再度水質検査を行っている状況であり、組合としましては、その結果を確認したうえで今後の対応を検討して参ります。

なお、今回のこの菌よっての体調不良等の連絡は受けておりませんので、併せて報告させていただきます。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。ご質問ございますか。
[乙委員]	今の報告なのですけれども、質問があります。レジオネラ属菌というのは、毎回測っているのでしょうか。それから、基準値の 15 倍の濃度があつたということは、どんな弊害があるのか、そこから辺教えていただきたいと思います。 それから、これは一人だけが入っていた水風呂だと解釈してよろしいですか。以上です。
[甲委員]	レジオネラ属菌につきましては、年2回測っております。今まで検出されたことはございません。この菌というのは、自然界に普通にある菌で例えば土とか、そういうところにもこの菌はありますし、川とか水辺とか、そういうところにも自然界に普通にある菌になります。また以前、他施設で3,700倍とかの数値が出たとかという報道もされておりました。一般的にこの菌によって起こる症状には、肺炎がございます。他には熱が出る等、こういった症状がこの菌によって発生する可能性があるということになります。以上でよろしいでしょうか。
[乙委員]	感染した人から別な人に感染することは無いのですか。
[甲委員]	インターネット上でも調べたのですけれども、菌が人から人へ感染するのは無いようです。
[乙委員]	では、この件で、どこかに報告しているのですか。例えば保健所とかに。
[甲委員]	レジオネラ属菌検出の一報を6月15日に受けまして、すぐに指定管理者から保健所へ報告させてもらっています。また、翌16日に保健所が温水センターへ赴きまして、聞き取り調査等を実施しております。
[乙委員]	利用した女性の方がこの菌を持っていたかというのは分からないのですね。
[甲委員]	利用した女性の誰かが検出の原因というわけではなくて、女子風呂内の水風呂から発生したということです。
[乙委員]	利用者は水風呂にも入っていたのでしょうか。
[甲委員]	どのお客様が原因というわけではなくて、水風呂から発生したという事実のみであります。
[乙委員]	どこから来たか分からないの。

[甲委員]	レジオネラ属菌は、水辺とかのぬめりの中にもあると聞いております。このぬめりは、浴槽周辺からも発生することから、掃除が至らない部分から発生したのか、または違う場所が要因なのかどうか発生要因を特定するのは非常に難しいという報告は受けております。
[乙委員]	では、お風呂の掃除をちゃんとしていなかったというわけではない。他の可能性もあるということですか。
[甲委員]	塩素に弱いということなので、塩素系薬品を用いて再度掃除をするとともに、配管等まで広範囲に清掃を実施し、その後再度今検査に出しており、今現在結果待ちというような状況であります。
[乙委員]	分かりました。気をつけてください。
[甲委員]	ありがとうございます。

表－１）令和４年度２月～３月のごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

・操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についてご報告いたします。

令和４年４月から令和５年１月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている２月分からご報告いたします。

なお、事前資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和４年度の合計値と前年比をご報告させていただきます。

令和４年度のごみ搬入量合計は４万 8,938 トン、前年と比較しますと 458 トン、約 0.93%の減、うち事業系合計は 1万 3,694 トン、前年度と比較しますと 201 トン、約 1.49%の増となっております。ごみ焼却量は 4万 6,357 トン、前年度と比較しますと 445 トン、約 0.95%の減となっております。

・令和５年４月、５月分の操業状況をご報告いたします。表－１）、月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。令和５年４月、５月のごみ搬入量合計は 8,242 トン、前年同期と比較しますと 368 トン、約 4.27%の減、うち事業系合計は 2,181 トン、前年同期と比較しますと 84 トン、約 3.71%の減となっております。ごみ焼却量合計は、7,622 トン、前年同期と比較しますと 640 トン、約 7.74%の減となります。

表－２）排出ガス測定

・排出ガス測定は、３号炉で令和４年 12 月 1 日に測定を行いまして、その結果は全て協定値（水銀に關しましては規制値）の範囲内で行いました。

・続きまして、排出ガス測定（ダイオキシン類）ですが、こちらは３号炉で令和４年 12 月 1 日に測定を行いまして、その結果は規制値、協定値の範囲内で行いました。

表－３）騒音・振動測定

・騒音・振動測定は、既に資料として報告済みであります。その結果は全て規制値、協定値の範囲内で行いました。19 ページに、当日の気象状況、20 ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

表－４）悪臭物質測定

・悪臭物質測定は、令和５年 1 月 24 日に敷地境界、３号炉煙突出口、臭突出口で測定を行いまして、その結果は全て規制値、協定値の範囲内で行いました。こちらも 19 ページに当日の気象状況、20 ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

表－５）臭気濃度測定

・臭気濃度測定は、令和５年 1 月 24 日に敷地境界、３号炉煙突出口、臭突出口で測定を行いまして、その結果は全て目標値の範囲内で行いました。

表－６）処理水の水質測定

・処理水の水質測定ですが、協定書第 6 条、第 8 条の規定によりまして、健康被害の生ずるおそれのある 10 項目を年 1 回測定するものでございます。既に資料として報告済みであります。6 月 28 日に測定を行いまして、その結果はダイオキシン類を除いた 9 項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類はゼロとなっております。

表－７）排ガス中の重金属測定

・排ガス中の重金属測定につきましては、既に資料として報告済みであります。測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満で行いました。

表－８）ごみ質分析

・ごみ質分析の調査結果につきましてご報告いたします。令和５年度 1 月 24 日に測定しましたところ、紙類 38.0%、厨芥類 15.5%、布類 1.0%、草木類 3.8%、プラスチック類 33.1%、ゴム類 0.4%、金属類 3.4%、ガラス類 0.2%、瀬戸物、砂、石 0.9%、その他 3.7%、水分 35.5%、見掛比重 0.143 キログラムパーリット

ル、低位発熱量 2,940 キロカロリーパーキログラムでございました。

令和 5 年 4 月に実施したごみ質分析の調査結果についてご報告いたします。令和 5 年度 4 月 27 日に測定しましたところ、紙類 36.8%、厨芥類 15.5%、布類 1.9%、草木類 4.9%、プラスチック類 33.9%、ゴム類 0.0%、金属類 1.2%、ガラス類 0.3%、瀬戸物、砂、石 0.5%、その他 5.0%、水分 35.2%、見掛比重 0.136 キログラムパーリットル、低位発熱量 3,010 キロカロリーパーキログラムでございました。

表-9) 気象測定結果

・説明済みになります。

まとめ

まとめといたしまして、極めて簡単ではございますが、測定結果を一言で記載してございます。令和 5 年 2 月から 5 月の操業状況等の報告といたしまして、各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で、問題はございませんでした。

【搬入車両数と搬出車両数】

(令和 4 年度の搬入車両数)

令和 4 年度の搬入、搬出の車両台数をご報告いたします。直近 2 か月分を網かけで明示してありますが、令和 4 年度分を報告いたします。令和 4 年度の搬入車両の合計が 3 万 8,567 台で、前年度との比較では 489 台、1.25%の減となっております。搬出車両の合計は 2,243 台、前年同時期との比較では 2 台、0.09%の増となっております。

(令和 5 年 4 月～5 月搬入車両数)

令和 5 年 4 月、5 月分の搬入、搬出の車両台数をご報告いたします。令和 5 年 4 月、5 月の搬入車両の合計が 6,439 台、前年度との比較では 150 台、2.28%の減となっております。搬出車両の合計は 352 台で、前年同時期との比較では 35 台、約 9 %の減となっております。搬入車両数と搬出車両数の報告は以上となります。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

・印西クリーンセンター放射性物質に関するご報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の 5 月で飛灰が 147 ベクレル、主灰が 33 ベクレルでございました。25 ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は月に 1 回行っておりまして、これまで検出されたことはございません。

続きまして、27 ページになります空間線量の推移につきまして、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計 9 地点で週 1 回測定をしております、そのうち第 1 地点、第 2 地点、第 3 地点、第 4 地点、第 6 地点の 5 地点につきましては、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せてございます。直近 5 月の測定平均で一番高いのが第 3 地点で、0.085 マイクロシーベルトでございました。グラフの中央部分で平成 30 年の横ばい部分については、記入を割愛してございます。

最後になります。28 ページでございます。焼却灰の処理状況につきまして、放射性物質の測定結果より基準値 8,000 ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立て処理をしております。令和 4 年度及び令和 5 年度 5 月末現在の搬出先及び処理量につきましては記載のとおりでございます。また、当初発生しました基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しております。令和 4 年度の印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが、埋立て率は 27.72%という状況となっております。

報告は以上でございます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がある場合には、挙手の上、自治会名、お名前を述べてから発言をお願いいたします。質疑等はございますか。
[乙委員]	28 ページを見ていただきたいのですが、私の記憶ではこの埋立地の周辺の住民との協議で 8,000 ではなくて別な数値が出ていたと思うのです。例えば 1,000 とか数字は忘れちゃったけれども、それ以下ならここに埋め立ててもいいという地域の住民の了解が得であるという記憶があるのですが、むしろ 8,000 ベクレルではなくて、その数字を入れたらどうかと、そうすると内容が分かるかなと思います。回答をお願いします。
[議 長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	分かりました。当時の状況を確認いたしまして、数値を入れるようにしたいと思います。

[乙委員]	8,000 ベクレル以下だったら埋め立ててもいいということになってしまうと、今ここで130トン保管していますよね。あれ時々測定して8,000 ベクレル以下だったら、最終処分場に埋め立ててもいいという話になってしまうので、実際はそうではないだろうというのが私の意見です。付近住民の合意が8,000 ベクレル以下なら埋め立ててもいいとなっていないはずなので、そこを確認したかったのです。よろしくお願いします。別に報告書のどこかに書いてあればいいです。
[甲委員]	今クリーンセンターの中にある焼却灰（指定廃棄物）につきましては、国の管理になっていますので、埋立等を行わない予定です。
[乙委員]	でも、それは基本的には8,000 ベクレル以上という条件があったのではないかと。
[甲委員]	そうですね。今埋立を行っているのは、8,000 ベクレル以下の焼却灰、飛灰でございます。
[乙委員]	それはそうですね。
[甲委員]	乙委員の言うとおりで、地域とどういう約束になっているか、まずそれを確認させていただきます。要はその数値以下ではないと埋めてはいけないという話だと思いますので。
[乙委員]	そうです。よろしくお願いします。
[乙委員]	22 ページの搬出車両と搬入車両って、これはどういう意味で、何の搬出と搬入なのか。
[甲委員]	搬入はごみ収集でパッカー車等で持ち込まれたもの、可燃、不燃、粗大ごみで、搬出は焼却灰等を外部へ出したものです。
[乙委員]	いわゆる搬入というのは、街のごみをこのクリーンセンターに入れるときの搬入車両ですよ。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	では、搬出車というのは。
[甲委員]	ここで燃やすと灰が発生します。それを最終処分場まで持っていく、そういうトラックの台数です。
[乙委員]	搬出でもこれ位の台数かと、搬出内容が分からなかったもので、すみません、ありがとうございました。
[乙委員]	基本的なことを含め何も勉強してこなかったのがわからない事だらけなのですが、封筒で書類一式、細則とかいろいろもらった資料があるのですがけれども、私数字のことは全然分からなく、ある程度理解するにはどの辺を読んでおけば理解できるのですか。分からない事が多くて申し訳ないのですがけれども、送付資料一覧って書いてあって、どの辺を読んでもらえば多少は理解できるようになるか、素人なもので、細則とかいろいろありますよね、用語集とか何か。
[甲委員]	表紙があり、事前配布した1 ページ目が、今日配布した資料の5 ページと同じものになります。
[乙委員]	5 ページというのは、今日もらったものですね。
[甲委員]	そうです。それ以降は事前の2 ページが6 ページという順になっています。
[乙委員]	その他に用語集とか協定書とかありますけれども、この辺は少し読んでおかないといけないのかなと、読んでおけば多少は理解できるのかな。
[甲委員]	ざっと目を通していただくぐらいしかないのかなと、すみません。
[乙委員]	分かりました、すみません。基本的なことで、それだけです。

[乙委員]	<p>今日初めて出させていただいて、工場見学もさせていただいて、様々な測定や記録を取ってしっかりやってみるのはよく理解できましたし、また精密な測定をずっとやっていただいで、安定した管理を実施していることがよく分かったのですけれども、精密測定の測定値が正しいのかどうか、それがいいのかどうかというのはどういうふうに確認しているのか。例えば測定器を別々に持って行って、その2つが一致したから、この測定値は正しい値なのかとか、そこ辺りを教えていただいたらいいのかなと、それか基準の何か測定値が分かったらなって、それと比較してこの測定値は正しい測定がされているのかとか、それとか測定器の定期点検をしているからいいのだとか、そういうようなところを教えていただければいいかなと。</p> <p>それと、あと指定廃棄物について、放射線測定値は年一回業者さんに出してキャリブレーションしてみえるというようなことが書いてあるのですけれども、実際容器、フレコンって書いてありますけれども、あれはもう十数年たっていますよね。ああいうものの破損というのはないのですか。あれ繊維ですよ。大体環境、自然状態に置いておくとぼろぼろに繊維がなくなってくるような気がするのですけれども、そういう辺りについてはどうなっているのかというのはちょっと心配なのです、こぼれ落ちてしまったら、測定値はそれで安定しているかもしれませんが、実際飛散してってしまう状態になりますよね。そこ辺りはどういうふうにされているのか、国と話されているのか途中でフレコンを替えてみえるのか、そういうところも教えていただければありがたいなと。</p>
[甲委員]	<p>簡単な説明になるのですけれども、資料の 13 ページ見ていただきますと、測定の説明ということで上段のところで、まず三点比較式の説明が書かれているのですけれども、そういう基準があるものはそういう基準に則って測定を行って、そして下段に書いてあるのですけれども、測定濃度というのは規制値が法律で、協定値があって、そういったものがない場合は目標値というものも設けながら、基準値、目標値、そして規制値というような形でその範囲内というものを確認しているのが、今の測定した結果ということで報告しているような状況になります。</p>
[乙委員]	<p>その測定の値が真の値として出てきているのかどうかというのは、どこで確認しているのか。こういう測定方法があるというのは分かりますので。</p>
[甲委員]	<p>測定方法があって、そしてその測定方法に則った形で現場の写真ですとか、そういった形の報告を受けて、報告に則った形で書面上の部分と、それから立会いを行って実際どのようにやっているのかというのは工場側としては確認をして、数値をご報告させていただいているというのが実情です。</p>
[乙委員]	<p>実際そのメーターの読みとか、データの数字の読みというのが出されているのは分かるような気がします。それが真の値かどうかというのが、何かで測定値が正しい測定をしているのかどうかというのは、どういうふうに確認してみえるのかなと、かなり精度が高い測定なので。</p>
[議長]	<p>今の回答大丈夫ですか、ちょっと待ってください。</p>
[甲委員]	<p>あともう一つ、指定廃棄物のお話も出ていたかと思うのですけれども、おっしゃるとおり国のほうの立会いというものが年一回行われていて、その立会いの中で袋の状況ですとか保管状況については立会いを行って確認を行っているということであります。</p>
[乙委員]	<p>破損は無いということですね。</p>
[甲委員]	<p>破損の有無や保存状況の確認を行っています。</p>
[乙委員]	<p>10年以上たっているのに丈夫なフレコンをお使いだということなのですね。</p>
[甲委員]	<p>切れている状況とか、そういう飛散の状況は無いことを確認しています。</p>
[乙委員]	<p>もし何かあったら速やかに対処していただけることになるわけですね。</p>
[甲委員]	<p>おっしゃるとおり、物が 8,000 以上という形で保管をしている指定廃棄物なので、その保管状況については、目視を行いその結果例えば破れというものがあるようならば、速やかに対処できるように確認をしております。</p>
[乙委員]	<p>そういう姿勢を一貫していただければ、我々住民側としては安心します。容器類というのは結構壊れるもので、衣類なんかもよく破れますよね、繊維類ですから。そこ辺りも言及していただくと、私ども素人が見て、きちんと管理してみえる、数字は分かります。数字は協定とか何かいろいろあるので、だから実際の現物というのはどんな状態にあるかということも分かるようにしていただくとありがたいなと思って今発言したわけなのです。どうもありがとうございます。</p>
[甲委員]	<p>ありがとうございます。</p>

[乙委員]	今の件なのですけれども、過去我々もそういう疑問を、私も三十数年環境委員にやっているのですけれども、我々もその疑問を感じて組合さん方に質問したときに、この数字の測定をやっている分析やっていると、環境計量士という方が国家資格持った方がいて、その方が測定方法だとか器具とか、そういうのを全部チェックして、自分の責任でこれは問題無い、正しい値だということを証明というサインしてくるのです。
[乙委員]	そうなのですか。
[乙委員]	それを我々が見て、こういう国家資格持った人がやってくれているのなら、オーケーしたのならこの数字に間違いはないなど、そう理解するようにしています。
[乙委員]	そういうことになっているわけですね。それがずっと継続されているわけですか。
[乙委員]	そうです。
[議 長]	申し訳ございません、ありがとうございました。
[甲委員]	ありがとうございます。
[議 長]	では、次よろしいですか。〔発言する者なし〕

議題（２）【白煙防止装置の運用停止の継続について】

資料3のほうを見ていただきまして、白煙防止装置の運用停止の継続について、印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する蒸気を場内発電、温水センター、熱供給事業、地域冷暖房に有効利用していますが、場内で利用している蒸気の中には排ガスを再度加熱する設備、白煙防止装置にも利用していました。煙突からの排出する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用した水分が、煙突出口部分で冷やされ水蒸気になり、寒い冬にはよく見える現象で、環境への影響はありません。白煙防止装置は、煙突出口部分で白く煙のような見え方を抑制するための設備です。

しかし、印西クリーンセンターではエネルギー有効利用の面から、白煙防止装置で利用している蒸気を場内発電や熱供給事業に、より多く利用することを目的として白煙防止装置の運用を現在停止しています。白煙防止装置を停止した場合の蒸気の節約量は毎年約6,000トンから7,000トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、令和5年7月から令和6年6月末までの1年間、白煙防止装置の運用停止を了承していただきたく、環境委員会に諮ります。

説明は以上です。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がありますか。
[乙委員]	今の白煙防止装置の中で、地域冷暖房に利用している、これは市の公共施設だけではなくて、隣接している一般の会社とか何かのほうもやられているのですか。
[甲委員]	そうですね。蒸気につきましては、近隣の千葉ニュータウンセンターという施設に蒸気を送りまして、周りの会社関係のほうにも供給されて使われております。
[乙委員]	もう一つ、それは要するに利用したら利用料みたいなのは徴収しているのでしょうか。
[甲委員]	単価というものを決めまして、その単価に則って蒸気のほうを売却している状況になります。
[乙委員]	分かりました。
[議 長]	よろしいですか。

[乙委員]	白煙防止装置の停止の承認という、これ毎回、毎年やっているのですか、もう数年たっているのですけれども、そろそろいいのではないかと、これが当たり前のだから、毎回環境委員に問わなくてもいいのではないかと、私はそう考えています。あとは事務局のほうで考えてほしいのですけれども、これPRのためにやっているのなら別です。先ほども出ましたけれども、この地域のイオンとか、あとデータセンター、そういうところにここで余った蒸気を送って、その地域供給センターがそこから温水と冷水をつくって、それを地下の配管にずっと通して、それでデータセンターとかイオンのユーザーに送って冷暖房に使ってもらっている。その金額がエネルギーの価格の一般的な蒸気をつくってやるところよりも、たしか6割ぐらいの安い値段でやっているというふうに私も聞いていました。だから、受ける側も送る側もウィン・ウインの関係であると、ただそれがクリーンセンターがここでなくなったら、それは全部おしまいということ、温水センターもそうです。それがちょっと残念だなと思います。
[議 長]	ご丁寧な説明ありがとうございました。先ほど申したように、うちのほうはその蒸気を出して歳入をいただいております。その説明をしていただいたことに対して感謝申し上げます。 今白煙が出ているということなので、それは皆さん、蒸気というふうにご覧いただける方もおられると思うのですけれども、そうではないと思われる方についていらっしゃいますから、ちょっと説明をさせていただいたという経緯がございますので、ご理解をいただければと考えております。
[乙委員]	いや、これをずっと続けるということですか。
[議 長]	ということでよろしいですね。
[甲委員]	今おっしゃったように、毎年やっていることではあるのですけれども、やはり上から出ている白いものは何なのか、煙なのかというお話ですとか、いろいろ見た形で水蒸気なのかというのをやはり説明する必要があるかと思えますし、今後も続けていければと。
[乙委員]	PRのためにやっているのならいいです。
[甲委員]	今後も続けていければとは事務局は思っております。
[乙委員]	もともとこれ毎年ということは、環境委員のメンバーは一部除いて代わりますので、それに対してやっぱり実際冬になると煙というか白煙が上がるわけ、だからそういう意味でちょっとまずいなというのも考えなくもないので、ある意味この委員で共有するという形を取りたいということで毎年ということになったのですよね。
[甲委員]	おっしゃるとおりです。
[乙委員]	一応そういう経緯があるということです。以上です。
[甲委員]	ありがとうございます。
[議 長]	ありがとうございます。 それでは、説明があったように、令和5年7月から令和6年の6月末までの1年間、停止するというところでよろしいでしょうか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議題（3）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

それでは、次期中間処理施設整備事業の進捗状況について説明のほうをさせていただきます。

資料の30ページを御覧ください。資料の4です。次期中間処理施設整備事業の建設予定地の決定の経緯からご説明のほうをさせていただきます。

平成23年度に次期中間処理施設の当初計画において、千葉ニュータウン9住区に建設予定地として一度決定をいたしました。平成24年度に白紙撤回の申入れを受けまして、翌年の2月に次期中間処理施設整備事業用地検討委員会が設置され、平成25年度に次期中間処理施設の用地の公募を行いまして、その際6か所から応募がございまして、翌年の平成26年度に建設候補地選定会議が開かれまして、27年3月に建設候補地として選定され、吉田区と組合によりまして候補地や役割などを確認した次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定を締結しております。

平成27年度に施設の整備の基本計画、地元対策の検討を行うため、学識経験者、印西地区の住民等で構成する検討委員会を組織いたしまして、翌年3月に答申をまとめ、組合に提出していただいております。

次のページになります。平成28年度ですが、答申に基づき施設整備の基本計画、また地域振興策の基本構想の策定を行い、6月から次期中間処理施設の整備を推進するに当たり、整備協定書の協議に着手しまして、

平成 29 年 3 月に整備協定を吉田区と締結してございます。

平成 29 年度につきまして、次期中間処理施設整備事業の整備基本計画の追加策定を行うとともに、排熱エネルギーを活用する多目的な複合施設を位置づけた地域振興基本計画を策定し、さらにはアクセス道路の設計、測量業務に着手してございます。

平成 30 年度につきましては、次期中間処理施設の用地取得が完了いたしまして、吉田区と次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書に係る覚書を締結してございます。

続きまして、32 ページを御覧ください。令和元年度ですが、次期中間処理施設整備事業総合支援業務委託といたしまして、施設整備事業基本設計、建設工事発注支援、環境影響評価業務に着手しております。また、地域振興基本計画第 1 回の変更の策定をしております。

続きまして、令和 2 年度ですが、開発に伴いますインフラ整備といたしまして、印西市水道課と基本協定を締結しております。アクセス道路ですが、令和 2 年から 3 年の 2 か年で道路線形の見直しや延伸部の設計及び軟弱地盤等の解析業務をしてございます。次期施設建設予定地の埋蔵文化財調査ですが、これにつきましては令和 2 年度の報告書の作成により業務完了をしてございます。

令和 3 年度につきましては、インフラであります水道や下水道の一部整備を実施してございます。環境影響評価につきましては、概要書の公告、縦覧及び方法書の公告、縦覧を実施してございます。

続きまして、33 ページを御覧ください。令和 4 年度につきましては、水道インフラの整備や次期中間処理施設の要求水準書及び実施方針等の作成及び公表を行ってございます。また、アクセス道路及び地域振興エリアの用地取得を開始してございます。用地取得につきましては、今年度も継続して実施しているところでございます。以上が進捗状況になります。

続きまして、34 ページを御覧ください。令和 5 年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。進捗状況の説明としまして、35 ページを御覧ください。令和 5 年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールとなっております。本事業につきましては、令和 10 年度の稼働開始に向け、新クリーンセンターの施設整備と施設用地までの進入路、そして地域振興について各種の業務を進めているところでございます。

初めに、施設整備基本設計、それから建設工事発注支援、環境影響評価業務でございまして、新クリーンセンターの施設整備の工事の発注に向け、令和元年度から 5 か年をかけて環境影響評価ですとか都市計画決定の変更など、また施設整備に関係します上下水道、ガスなどのインフラ整備の方針を定めまして、これらの方針を基に施設の基本設計などを行っております。こちらは 5 年間ということで長期の期間となり、令和 7 年度の工事発注に向け、設計業務が主なものとなっております。

次に、アクセス道路及び地域振興につきましては、今年度も引き続き用地買収を進めております。アクセス道路につきましては、買収完了後、今年度より工事のほうを予定してございます。地域振興策につきましては、今年度地域振興基本計画の内容を営業ノウハウを持つ民間事業者からの視点から精査し、意見や提案を募り、地域振興施設に導入する施設や機能、規模、現計画に含まれていない現在の市場動向など、新たな業種の提案を受けることによりまして、検討の拡張を目的としたサウンディング型市場調査を行うこととしてございます。

そのほかといたしまして、水道事業につきましては昨年度に引き続き設計及び本工事を予定しており、現在印西市において発注の準備をしているところでございます。下水道事業につきましては、今年度計下水道事業の計画変更手続を進めているところと伺っております。

最後になります。用地管理業務についてですが、こちらは年 2 回の草刈りを行ってございまして、1 回目の草刈りについて現在発注が完了したところです。令和 10 年度の稼働に向けて、令和 5 年度につきましても計画的に進めてまいりたいと考えてございます。説明としては以上でございまして。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	この新施設、新クリーンセンターというのは、ここにも書いておられるとおり令和 10 年に稼働予定ということで、私も今まで聞いていた中では、こういう新設の焼却施設を造るときに一番大変なのは環境影響評価、これ 4 年前後かかるというふうに聞いていました。それがこの 35 ページの表ではそろそろ終わるのかなと思っていたら、7 年度まで続くという話を今ちょっと聞いたのですけれども、環境影響評価、環境アセスメントというのは令和 7 年度まで続くと見ていいのですか。結論が出るのは令和 7 年度。

[甲委員]	環境影響評価なのですけれども、現地調査ですとか昨年までにほぼ終わっておりまして、今年度をもって完了するといったことで見込んでいます。
[乙委員]	結果は特に問題なしということでしょうか。
[甲委員]	特に問題はなく、工程的な面では問題なく進められるということで。
[乙委員]	何か鳥だとか、そういう貴重な生物がそこにいたら、計画が遂行できないと、途中で辞めてしまった施設もあるというふうに聞いているのですけれども、そういうことは無いのですね。
[甲委員]	そういった影響は、貴重種等確かに存在はしているのですけれども、そういったものについても移植等で対応できるのかなと思います。
[乙委員]	巣を移す。
[甲委員]	巣は移せないですけれども、植物とか、そういったのは移植するような方向で今検討しています。
[乙委員]	そうですか、分かりました。

議題（４）【自治会側からの質問事項の回答について】

自治会から事前に提出されました質問事項 18 項目について、組合側から順次回答をお願いいたしますが、回答、質疑は 11 時 50 分までとさせていただきます。また、質問事項については省略させていただきます。回答のみ読み上げさせていただきます。回答、質疑、時間内に終えない場合は、自治会側委員の皆様には回答内容を確認していただきまして、ご質問等がありましたら、お手数ですが組合のほうにお問合せ願います。

それでは、1 番から順次説明をお願いいたします。

質問 1. はじめに

・第 1 章計画策定で示されたように、国連が 2015 年 12 月に 2050 年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「パリ協定」を定めたことを受けて、国は、地方脱炭素実現会議が 2021 年 6 月に「2050 年ゼロカーボンニュートラル」を宣言し、そのために 2030 年に温室効果ガス排出量を 2013 年度比約 46% 削減することを決めました。

・国は、海に流出した廃プラスチックが紫外線と波力によりマイクロプラスチックになり、有害物質が付着したマイクロプラスチックを食べた海洋生物が年々増加し、最終的には人間が食することになると言われております。これを防ぐために、令和 4 年 4 月に「プラスチック資源循環法」を施行しました。対策としては従来からの 3R (Reduce、Reuse、Recycle) に廃プラスチックを再生可能な資源に替える「Renewable」(再生可能なプラスチック) を追加しました。

・また、廃プラスチックは主に、焼却し熱エネルギーとして活用していましたが大気中の CO2 の増加につながるものの将来的には出来なくなります。

この結果、今年度からごみ処理基本計画には、新しい目標が加わりましたので、定量的な実行計画の成果について環境委員会でその達成経過をご報告いただきたい。

【回答】

今年度からのごみ処理基本計画では、重点項目として家庭系ごみ、燃やすごみの中にプラスチックの資源化が加わりました。これは、容器包装プラスチックのリサイクルに加え、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、ちり取りやハンガーなどのプラスチック製品のリサイクルが始まったことから、重点項目とさせていただいたものでございます。当組合としましては、印西市及び白井市の収集運搬業務を一括で処理していることから、昨年度より両市の区域で製品プラスチックのリサイクルについて検証をしております、令和 7 年中の実施に向けて調整しているところです。本事業を実施した際には、その数量をご報告できればと考えております。以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に入ります。次の 2 番、説明をお願いいたします。
------	---

質問 2. 第 5 章ごみ処理基本計画の中で次の目標を、新たに環境委員会でその達成度をご報告頂きたい。

- ① 総ごみ排出量を令和 10 年度までに約 9% 削減する。
- ② 燃やすごみの中の資源化可能な紙類を令和 10 年度までに約 25% 削減 (家庭系、事業系)
- ③ 燃やすごみの中の可燃プラスチックごみを令和 10 年度までに約 40% 削減 (家庭系、事業系)

- ④ 燃やすごみの中のプラスチックごみを令和10年度までに約70%削減（家庭系）
- ⑤ 温室効果ガス排出量を令和10年度までに約60%削減

【回答】

ごみ処理基本計画の重点項目の達成度につきましては、毎年1回報告させていただきたいと思っております。令和5年3月策定のごみ処理基本計画の重点項目の達成度につきまして、令和3年度の実績値に対する令和4年度の達成状況については次のとおりでしたので、お知らせいたします。

- ① 総ごみ排出量は、令和3年度実績では5万9,558トンでしたが、令和4年度では5万7,825トンとなり、2.96%の削減となっております。
- ② 燃やすごみの中の資源化可能な紙類の原単位は、令和3年度実績では67.8g/人・日、1日当たりの原単位ですね、67.8グラムでしたが、令和4年度では45.2グラムとなりまして、33.3%の削減となっております。
- ③ 燃やすごみの中の可燃プラスチックのごみの原単位は、令和3年度実績では1人当たり11.9グラム、1日の排出量でしたが、令和4年度では1日当たり31.2グラムでございました。約2.62倍の原単位となってしまいました。
- ④ 燃やすごみの中のプラスチックごみの原単位は、令和3年度実績では48.7グラムでしたが、令和4年度では51.2グラムで、5.1%の増加でございました。
- ⑤ 温室効果ガス排出量は、令和3年度実績では2,868万7,357kg-CO2/年でしたが、令和4年度では3,005万7,321kg-CO2/年となり、約4.8%の増となっております。これはプラスチックごみが多かったことが要因と考えております。以上です。

【質疑応答】

[議長]	ありがとうございます。説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	この質問は、私が出した質問です。それで、1番は初めのところはいいのですけれども、2番から質問します。 特に2番の中の40ページの上のほうにあるプラスチックごみの話です。これが③に燃やすごみの中の可燃プラスチックごみの原単位は2.62倍、3年度と4年度を比べると約3倍増えていると、これ減らそうとしているのに3倍も増えてしまったということなので、そのために⑤の温室効果ガスも増えたと、これ考えてみると大変なことだなと思うのですけれども、ここでいうプラスチックとか可燃性プラスチックとか、いろいろ書いてありますけれども、まず質問です。これは令和7年度から具体化していくというプラスチック資源循環法の適用が令和7年度から実施していくということなので、それとここでいうプラスチックというのは、簡単に言うと新しい法律ができたので、今まで容器包装のプラスチックだけを処理していたのが、全部のプラスチックを処理しなければいけないと。それで、それがやれるのは令和7年度からだと書いています。ここでいう、40ページに可燃プラスチックとかごみの中のプラスチックとか書いているのは、全部のプラスチック、いわゆるこの法律が施行されたときに運用される全部のプラスチックのことを言っているのか、今適用されている容器包装のプラスチックだけなのか、まずそこを聞きたいと思っております。ちょっと取り留めない質問ですけれども。
[甲委員]	燃やすごみの中の可燃プラスチックごみというのは、今現在は硬質プラスチック、製品プラスチックとなっております。
[乙委員]	それは容器包装プラスチックとは違うのですか。
[甲委員]	別です。
[乙委員]	全部のプラスチックのこと言っているの。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	分かりました。
[甲委員]	いや、硬いプラスチックです。要は、洗面器とか、あとプラスチック製品。
[乙委員]	おもちゃだとか。
[甲委員]	はい、そのプラスチックです。
[乙委員]	そのプラスチックのこと、分かりました。では、全部ではないのですね。
[甲委員]	全部ではないです。それで、④の燃やすごみの中のプラスチックごみというのが、この中には容器包装のプラスチックも含まれていると、なぜなら汚れているもの、そういったものは再利用できない関係で、燃やすごみに含まれております。

[乙委員]	分かりました。
-------	---------

質問3. 質問と提案

2.の目標は殆ど排出者である市民や事業者が削減するか分別することになります。そこで質問です

- ①2-②;燃やすごみの中の資源化不可能な紙類とは、どういうものですか?マークがありますか?
- ②2-③;燃やすごみの中の可燃プラスチックごみとはどういうものですか?素人にわかりますか?
- ③2-④;燃やすごみの中のプラスチックごみを殆ど減らせと言うことですが、もし燃やせないプラスチックがあった場合、資源物に出せということですか?資源物に出したら再生プラスチックになるのですか?
- ④温室効果ガスを後5年で6割減らすと言われるが、どうやったらそんなに減らせるのですか?その前に自治体指定のごみ袋をプラスチック製から、バイオマスプラスチック製に提案します。

【回 答】

- ① 資源化不可能な紙類として挙げられるのは、主に汚れた紙、臭いのついた紙、圧着はがき、あと捺染紙、印画紙の写真、食品残留物のついたカップ麺の紙容器やスナック菓子の紙容器、油紙、複合素材の紙などが挙げられます。その中でもリサイクルマークがついてございます。
- ② 燃やすごみの中の可燃プラスチックごみというのは、製品として販売されているプラスチック製品のちり取りやハンガー、バケツなどのプラスチック製品になります。また、燃やすごみの中に資源可能なプラスチックごみは容器包装プラスチックとなっております。
- ③ 燃やすごみの中のプラスチックごみにつきましては、容器包装プラスチックやちり取り、ハンガーなどのプラスチック製品などと考えております。現在は、容器包装プラスチックのみ資源化しておりますが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年に施行されたことに伴い、可燃物として出されていたプラスチック製品についても今後資源物として収集し、再資源化していきたいと考えております。以上でございます。
- ④ 令和5年3月に策定された印西地区ごみ処理基本計画の施策である各種施策を実施することで、目標が達成されることによりまして、令和10年度には1,040万4,585kg-CO2/年になりまして、60%の削減が見込めるということでございます。
燃やすごみ用のごみ袋の代替素材、バイオプラなどへの変更は、プラスチック資源循環戦略などでも触れられておりまして、今後国などからの通知や近隣市町の動向を注視していきたいと考えております。

【質疑応答】

[乙委員]	40ページの件で質問します。40ページの3の、これ非常に我々市民はごみの中の可燃性プラスチック、ごみの中のプラスチック、可燃性と単なるプラスチックと2つ書いてあって、それを減らすのだということなのですけども、先ほど聞いたように、実際にこの新しい法律の話は令和7年度からやるのだと、あと2年かかるのだと、ではここはそんな新しい対象のプラスチックのことが何も書いてないのかというと、いや、そんなことはない、書いてある。そうすると、我々市民はごみを出すときに、このプラスチックは容器包装ではないけれども、出していいのか、出してはいけないのか混乱しますよね。それは、どうしてくれるのだと、せっかく分別して出したのを戻されてしまうのかと、これは駄目ですって。だから、そこですごくこの文章で混乱するのです。だから、もっと分かりやすい言葉でもいいし、規制でもいいし、計画を見直してもいいし、何かちゃんとやってほしいなと私は思います。すごく混乱します、これ。真面目に考えたら大変なことです。
[甲委員]	今回書いてあるというのは、ごみ処理基本計画、こちらに書いてあるものというのは、令和5年から令和10年までの間、この間にこういったことをやっていくというようなことが全部書いてあります。ただ実際、書いてあるもの全部を令和5年からやれるものというわけではなく、計画上はどうしてもそこへ載せる必要があると思います。それは7年から始まるものや9年から始まるもの、そういったものも計画に載っておりますので、そこらは計画としてはご理解いただきたいと思っております。
[乙委員]	では、あれですか、令和7年度から新しい法律全部適用するのではないと、一部適用するのだと、こんな話ですか。よくわからないのですが。

[甲委員]	そういうわけではなくて、計画というのはその間にやるものを計画として考えますよというふうになります、計画自体が。ですから、計画書に載っているもの全てが令和5年から始まるものでないものも載っていますよと。あとは継続してずっとやっているものは、もちろんずっと載っているかと思うのですが、例えば令和10年から始まるもの、そういうものも計画には載っておりません。載っているというか、載せるようになります。この令和5年から令和10年までの間にやるものを、やりたいものを計画として載せて、その計画に基づいて私どもは実行していきましょうということになりますので。
[乙委員]	そう言われてもピンと来ないな。先ほどから言っているように、今クリーンセンターのほうは令和7年度から新しいプラスチックのリサイクルの法律を適用すると、違うの。だから、7年度以降は全てのプラスチックが対象になるのだなと思っていたら、いや、違うというので、だからどうしたらいいの、我々はどういうこと。
[甲委員]	現時点では、例えば硬質プラスチック、先ほどのちり取りとかバケツとか、これが資源物に含まれるかという、まだできないということになります。ですので、現時点においてそれは燃やすごみに入れてもらうしか、処理方法としてはないのかなと、または例えばそれが金属と混じっているものとか、いろんなものもございまして、そういう複合されているようなもの、そういうものは不燃物として燃えないごみとして出すものも一部はもちろんあるとは考えてはおりますけれども、現状においては先ほど言っていた硬いプラスチック、製品プラスチック、ちり取り、バケツとか、ああいうものは燃えるごみとして処理していただくしかないのかと思います。
[乙委員]	硬いプラスチックと軟らかいプラスチックってあるみたいなのですが、我々分からないです、そんなこと。
[甲委員]	先ほど容器包装プラスチックって、例えばフィルムみたいなありますよね、例えばペットボトルに巻いてある周りのラベル、ああいうものは今でも資源物で集めてます。
[乙委員]	要は我々市民は分からないので、もっと詳しい写真つきとか絵つきとか、そういうもので説明してくれないと、実際、運用するのは市民ですから、分けるのは。
[甲委員]	そうですね。
[乙委員]	そこは何とかしてほしいなと思います。
[甲委員]	おっしゃることは、もちろん重々分かりますし、うちのほうでその硬質プラスチック、製品プラスチックを資源化するというふうになりましたら、もちろん市民の皆様にはそういうお知らせをしますし。
[乙委員]	分かりました。時間がないので、それ以上言われてもあれですから、とにかく頑張ってください。市民が分かりやすいやり方を教えてください。お願いします。
[甲委員]	はい。
[議長]	よろしいですか。〔発言する者なし〕 では、次の41ページの4番、お願いいたします。

質問4. 報告事項-1) 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について 表-1) 令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と同 表-1) 令和5年度月別ごみ搬入量及び燃焼量等の操業状況の右側部分が薄くて判読できない状況である。

また、網掛け部分が濃度ムラがあり、判読しにくい。印刷完了時の状況確認がされていないのではないかと。表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)のデータがないのはいかな理由か。ごみ質分析グラフ、表-8) ごみ質分析(調査測定)の順であるが、順番が逆ではないか。

【回答】

資料を確認しましたところ、全体的に右側部分についての薄い印刷と網掛け部分の濃度むらを確認いたしました。これは原本を一部印刷した後に委員配付分の資料を印刷していますが、委員配付分の印刷を行った際に、薄く印刷されたものと思われます。印刷の状態につきまして、原本を印刷した際に確認は行っていますが、印刷完了時には行ってございませんでした。また、表-7)と表-8)につきましては、確認漏れによる資料の送付漏れとページ誤りとなっております。今後につきましては、チェックリストの作成と印刷の始まりと終わりの確認を2人以上で行うことで、再発を防止させていただきたいと思っております。以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。〔発言する者なし〕
------	--------------------------------

[議 長]	次に入ります。42 ページの 5 番です。お願いいたします。
-------	--------------------------------

質問 5. 報告事項－1) 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について 表－1) 令和 5 年度月別ごみ搬入量及び燃焼量等の操業状況の令和 3 年度→4 年度ごみ総搬入量増減比率 (うちカッコ内は事業系ごみ量) という欄で 6 月以降に数字が表示されているのはいかなる理由か。(2) 報告事項－1) 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について 表－1) 令和 5 年度月別ごみ搬入量及び燃焼量等の操業状況の月末人口 (人) と 1 人 1 日当たりのごみ量 (事業系除く) 市町村別別内訳 (単位: g) のデータがないのはいかなる理由か。

【回 答】

令和 3 年度から令和 4 年度、ごみ総搬入量増減比率の欄で 6 月以降に数字が表示されている理由といたしましては、この記載部分につきましては数式が入っておりまして、ごみ搬入量に数値が入って初めて正常な数値が表示されるものとなっていました。现阶段では、6 月以降のごみ搬入量について入力できない状態であることから、表示しない対応をさせていただきます。

(2)、報告事項－1)、操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について、表－1)、令和 5 年度月別ごみ搬入量及び燃焼量等の操業状況の月末人口と 1 人 1 日当たりのごみ量、市町村別内訳にデータが記載されていなかったことにつきまして、この表は 5 月中から作成しており、その際にはデータがなかったことから、空欄のまま作成を進めていたところですが、これも上記同様チェック漏れにより、6 月に入り 5 月末のデータを入力できる段階でもそのまま皆さんのお手元に配付してしまいました。上記同様に、再発防止対策により対応させていただきたいと思っております。以上です。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。〔発言する者なし〕 次に参ります。6 番です。6 番の回答をお願いいたします。
-------	---

質問 6. 指定廃棄物の件

- (1) 2022 年 3 月 29 日に要望書を提出して以降の進捗状況は。
- (2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。

【回 答】

- (1) 印西市に確認しましたところ、特に進捗がないという状況となっております。
- (2) 環境省より今年度の指定廃棄物 (放射性物質) の立入検査につきましては、9 月頃に実施したいとの連絡がありました。以上です。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。〔発言する者なし〕
-------	--------------------------------

質問 7. 令和 4 年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書 令和 5 年 6 月の資料編 報告事項 1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についての表－7) 排ガス中の重金属測定 (調査測定) で、測定方法の「JISK-0083 (カルシウム、銅、亜鉛については JISK-0083 を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、修正が必要である。

【回 答】

本件につきましては、前回の委員会で住民側の委員の皆様と協議させていただき、排ガス中の重金属測定項目のカルシウム、銅、亜鉛については令和 5 年度報告書から削除させていただくことで合意し、その後住民側委員代表者とも確認をしております。したがって、カルシウム、銅、亜鉛の 3 項目については、令和 5 年度環境委員会報告書、次回から削除させていただき、削除した経緯を報告書に記載させていただきます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	書いてあるという部分どこにあるのでしょうか。さっきの説明のところにあるのですか。
[甲委員]	今回につきましては、令和 4 年度の実績報告になっておりますので、次回の報告書から削除させていただきたいと思っております。

[乙委員]	この確認、間違った表記であるため直してくださいということに関して、それを実行せずに元の測定を止めればいいという考え方になっているわけですよね、そうではないですか。それで、ちゃんと今まで出したのが間違っていましたということだと私は思うのです。そうではないですか。
[甲委員]	こちらの件につきましては、前回の環境委員会のほうでもお話はしているかとは思いますが、皆様方と決めた内容で私どもは実施していくということになりますので、それは住民の皆様と協議した結果で私どものほうとしては進めていくしか方法がございませんので、それでやらせてもらうということになります。
[乙委員]	だって、ここの下のところに書いている。してくださいって、ちゃんと正しい表記にしてくれて書いてあるではないですか。過去にずっと今まで、例えば 2007 年に変わっているから、それ以後の部分にあなた方が気づかずにやっけて、それでその上ずっと間違っものを報告してきたわけです。それを間違っていましたって書くべきではないですか、ちゃんと。
[甲委員]	今の説明ですと、繰り返すしかお答えのしようはございませんけれども、前回のときにもう皆様方と合意した内容でございますので、これを私どもだけで今度逆に変更することはできませんので、きちんと合意した内容で私どもはやらざるを得ませんし、今後そうしていくということになりますので、それはご理解をいただくしかございません。
[乙委員]	だから、そうではないでしょうって言うて言っているではないですか。あなた方が、はっきり簡単に言えば嘘ついていたわけです。正しくないものをちゃんと表示していたわけだから、それを改めることが何でそんなに抵抗するの。
[甲委員]	いいですか。抵抗するとか、そういうわけではもちろんございません。
[乙委員]	では、改めればいじゃない。
[甲委員]	ですから、私どもとしてはもう合意した内容は合意に従うしかございませんので、その皆様方の約束を私どもに……。
[乙委員]	そんなことは言っていないですよ、だから。
[甲委員]	そうやらざるを得ないのです。
[乙委員]	質問をちゃんと考えて言ってください。
[甲委員]	この質問に対しては、前回も同じ質問いただいていますよね。ですから、前回の回答と私どもは変わるということはございませんので。
[乙委員]	甲委員はそれでいいのですか。
[甲委員]	一応前回の回答は、いわゆる表記についてはしないということが、この会の中での総意だというようなことでございましたので、それにつきましては表記をしないというのがこの会の中での表し方というような形になりますので、今事務局のほうで説明させていただきましたが、そういうご理解をしていただければというふうに考えておるところでございます。
[乙委員]	表記をしないって、どこで決めたの。
[甲委員]	前回の会議でというようなことで。
[乙委員]	会議の何のところで決めたの。
[甲委員]	前回のこちらのほうの環境委員会の中で、合意事項だというふうな認識をしているところでございます。
[乙委員]	それ議事録とか何か、そういうのでちゃんと確認されましたか。また聞いたというのはやめてほしいのですが。
[議 長]	すみません、3月のお話をされていますよね、そのときにはそういうことで決まったというふうに自分は記憶していますが、そのとき私も議長でありました。
[乙委員]	特にそういう訂正はしないということだけ。
[議 長]	載せないということで自分は記憶しておりますが。
[乙委員]	何を書かないということ。
[議 長]	ここに記載をしているように、次から表記しないというふうに私は……
[乙委員]	次からとあなたが言っているのに、何で過去に出ていたことに関してそれをそういうふうにしなわけですか。言っているのは、これ過去に皆さんがやってきたことをそのまま言っているわけです、指摘していることは。
[議 長]	過去という理解ではないです。今後ですよ。
[乙委員]	そんなことは言っていないのです。過去に、だからここに書いてあるじゃない。

[議 長]	5年度報告書から削除させていただくことに合意して書いてあるのですが、ちょっと間違っていますか。
[乙委員]	それは協定書を改定したことにして、そういうふうに入力したようにやるということを行っているのだとしたら、協定書もちゃんと改定をやる、手続に沿ってやらざるを得ないでしょう、協定書の改定もちゃんとやっていないではないですか。手続をちゃんとしていないでしょう。物事を修正してやっているのに……
[議 長]	そこは協定書というのは、ちょっと私ども……ごめんなさい、確認をしてください。いいですか。ではないと、これずっと同じですから、確認をさせます。それでよろしいですか。協定書と書いていますよね。
[乙委員]	言っている。
[議 長]	これについては5年度の報告書から削除しますよというふうに入力しているのです。ですから、先ほどの協定書を直さなければいけないかどうかというのを確認をさせますので、それでよろしいですか。
[乙委員]	いいでしょう。
[議 長]	ですね、分かりました。では、次よろしいですか。確認をしていただけますか。
[甲委員]	はい。
[議 長]	では、次に行きます。43 ページの8番です。お願いいたします。

質問8. ごみ処理基本計画検討委員会(主にごみ処理の有料化)に関して

(1)ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して進捗はいかがか。

ごみ処理基本計画検討委員会の答申(印西地区ごみ処理基本計画及び印西地区災害廃棄物処理計画)は2022年12月11日にされたが、組合ホームページに最終的には2023年3月30日に公開された。

(2)印西地区災害廃棄物処理計画では2023年6月2日(金曜日)の大雨警報(土砂災害)は対象外でしょうか。

【回 答】

(1)印西地区ごみ処理基本計画検討委員会内でも、各委員から有料化時の減量化に対する意見をいただいているところではございますが、具体的な実施方法や時期などについては未定となっております。

(2)、印西地区災害廃棄物処理計画は、構成市町の災害廃棄物処理計画に付随した計画であり、災害時の廃棄物の処理についての計画となっております。例えば印西市では、印西市の地域防災計画で想定された地震災害及び水害、土砂災害が対象となっておりますので、比較的大規模の災害であることが想定されます。以上です。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	(2)のところの答えですけれども、今回は対象外でしょうか、対象になるのでしょうかという質問しているのに、どちらですか、ちゃんとイエスかノーで答えてください。長々書いて分からないような発言をするのではなくて、ちゃんと書いてください。今回はどうなのですか。
[甲委員]	対象外です。
[乙委員]	1件や2件だと対象外、そういうことですね。
[甲委員]	はい。
[議 長]	よろしいですか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	次の9番です。お願いします。

質問9. 届出項目の報告

「P R T R、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集などなどの届け出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して、記載すると混乱するという指摘としているが、明確に記載すれば、混乱はありえない、委員会資料で触れていないことは記載しないということを述べているがこれは理由がないので、再考すべきである。

【回 答】

P R T R、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果につきましては、環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年分の実績として毎年県へ報告しているものです。よって、最新の情報は既に環境委員会へ報告させていただいております。また、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの資源物については、クリーンセンターへ運び込まれずほかの施設で処理されるため、操業報告として記載をしておりません。まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料で触れていない内容について記載をすることは混乱が生じるため、差し控させていただきたいと思います。以上です。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	何で書きたくないのかな、報告したら報告しましたというのを書くだけではないですか。それを何でそんなに嫌なのですか。例えば何年度に何とか、こういうふうにして報告をしたと、報告した数値はこれですとちゃんと書くだけで、それが何でここに書いてある混乱するとか、だってやった仕事に関して、こうやって報告をしているのだから、報告したときにそう書けばいいだけではないですか。それをどうして知らせることに、そんなに抵抗があるのですかって私は逆に思ってしまうのです。例えばP R T Rに関しては、別にちゃんと環境委員会とかに報告はされていないですよ。
[甲委員]	一応最新の情報につきましては、既に環境委員会へ報告させていただいているところなのですから……
[議 長]	回答は少しお時間いただくこととなりますので、改めてそこは乙委員のほうにご報告させていただいて、次のほうへ進めさせていただきます。よろしいですか。その辺の回答をよろしくお願ひします。
[甲委員]	はい。
[議 長]	では、次の10番、お願いします。

質問10. 住宅宿泊事業者（民泊）の件

a) 構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。 b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。

【回 答】

10、各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりです。

印西市、千葉県ホームページ等により把握しております。 b) 、住宅宿泊事業者に対して事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしてあります。

白井市、 a) 、 b) 、前回までの回答時と同様の状況であり、千葉県がまとめている施設一覧（R 5. 5. 31 時点）により、市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し、周知を図っております。

栄町、住宅宿泊事業者（民泊）の存在については、県のホームページで確認しています。 b) 、栄町では3件の登録がありますが、現在3件とも宿泊施設として利用されていないことを施設管理者から確認しました。

以上でございます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	白井市にはないのですけれども、印西市と、あと栄町には施設があるのですけれども、施設というのはちゃんとそういう事業をやっているという、確か掲示板を外のところに出さなければいけないと思うのですけれども、そういうことに関して確認されていますか。
[議 長]	印西市さん、どうぞ。
[甲委員]	印西市ですけれども、個々の操業状況については、すみません、確認はしておりません。
[乙委員]	標示がされているかどうかという確認ですけれども。
[甲委員]	その掲載については確認しておりません。

[乙委員]	栄町は。
[甲委員]	栄町です。同じく掲載については確認しておりません。電話連絡で一応確認はして、今利用されていないとか、操業されていないということは聞いています。ただ、やる意思はあるようです。
[議 長]	次よろしいですか。〔発言する者なし〕
[議 長]	では、11 番、44 ページの 11 番お願いします。

質問 1 1. ごみ処理基本計画のし渣の件

「h) 印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。

船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。

塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では、都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

ごみ処理基本計画の改訂ではどのように議論されたのか。

【回 答】

令和 4 年度第 4 回印西クリーンセンター環境委員会において、印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理につきましては、国等の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づいた処理を次期中間処理施設についても行っていく予定と回答しているところであり、今後についても今までと同じ対応をしていく予定です。ごみ処理基本計画検討委員会では、し渣については事業系一般廃棄物に属している事柄であり、し渣のみの議論については確認しておりません。以上です。

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	し渣のみの議論については確認しておりませんって、これどういう意味になっていますか。
[甲委員]	特に議題には上がっていなかったということです。
[乙委員]	では、検討はされていなかったということですね、そういう意味ですか。
[甲委員]	回答にも書いてあるとおり、このし渣も含めた事業系の廃棄物になりますので、検討自体というのは事業系の廃棄物として検討をして、細かい、その中の一部についてという、そういう検討はしていないということになります。
[乙委員]	事業系の一般廃棄物って書いてあるのだったら、ここに例えば例として具体的に載せないのですか。それでは、何が来てもよく分からないということになってしまいますよ。
[甲委員]	あくまでも計画の段階のものになりますので、計画を作成するに当たりましては、例えば事業系一般廃棄物の A、B、C とか、そういう個々の細かい計画上ではどうのこうのという検討はされていないということになっています。
[乙委員]	だから、し渣を対象としているかどうかについては記載がないわけでしょう。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	ということは、検討はしていないということですね。
[甲委員]	今言ったとおり、事業系は事業系という大きい括りの中での検討になりますので。
[乙委員]	そこに入っています、入っていないというのは、後で入っています、入っていないというのはやめてくれよ。初めからちゃんとこれは記載すべきではないですか。
[甲委員]	計画というのは、そういうふうに関々の細かくというものではございませんので、計画を策定する際というのは、もっと大きく物事を考えて計画は策定いたしますので、それはそれでご理解いただくしかないと思います。

[乙委員]	<p>そうではない。だって、各家庭のところから出るごみに関してはいろんなことを言っているのに、なぜそこでそういうふうな都合のいいというか都合が悪いかどうか、それは分からぬけれども、あなた方はそういうふうにして議論をごまかしていると私は思います。もう少しちゃんと出てくるものはちゃんと書くべきです。そう思いますけれども、検討してちゃんと報告書に載るべきです。それをしていなくて、当然全体で大きく考えてくださいって、それはあなた方の言っていることは変だよと私は思います。これは別に今言っていることではなくて、ずっと前からそういうふう言っていて、どうなのですかという話をしているのに、今回のごみ処理基本計画の中で全くそういう点では触れられていない。ごみの減量に関しては触れているけれども、そういうことに関しては触れていない。やっぱりもう少し考えてやるべきではないですか。もう終わってしまったから、残り約5年間ぐらいはこのまま行くわけですよ。非常にこれはまずいことだと思うのですが、以上です。</p>
[議 長]	<p>大変申し訳ございません。11時50分になりましたので、その他の質問事項、回答を終了させていただきます。本来質問したい事項があったかと思うのですが、事務局のほうにほかの問いに対しては質問していただけますようお願いいたします。</p> <p>その他に何かご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>[挙手する者なし]</p>
[議 長]	<p>本日は、私の不慣れな議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。進行は事務局へお返しいたします。よろしくお願いいたします。</p>

[事務局] それでは、以上をもちまして令和5年度第1回環境委員会を閉会いたします。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。